## 三田市立幼稚園条例新旧対照表

(設置)

第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第22条から第24条までの規定の 趣旨にのっとり、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を 与えて、その心身の発達を助長する目的をもつて幼稚園を設置する。

現行

第2条~第4条 省略

(保育料等)

第5条 保育料及び入園料は、別表のとおりとする。

2 省略

(納付期日)

第6条 入園料は入園時に、保育料は毎月指定の期日までに納めなければなら ない。

(不環付)

第7条 既納の保育料及び入園料は、いかなる理由があつてもこれを還付しな い。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。 (減免)

- 第8条 市長は、貧困その他特別の事情があると認める者に対しては、その保 | 第8条 市長は、貧困その他特別の事情があると認める者に対しては、その保 育料又は入園料を減額し、又は免除することができる。
- 第9条 省略
- 別表(第5条関係)

区分		<u>金額</u>
保育料	月額	9, 100円
入園料		<u>6,000 円</u>

(設置)

第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第22条から第24条までの規定の 趣旨にのっとり、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を 与えて、その心身の発達を助長する目的をもつて三田市立幼稚園(以下「幼稚 園」という。)を設置する。

改正案

第2条~第4条 省略

(保育料)

- 第5条 保育料は、9,350円を限度として、幼稚園に在園する者に係る支給認定 保護者(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第4項に規 定する支給認定保護者をいう。)の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘 案して教育委員会規則で定める額とする。
- 2 省略

(納付期日)

第6条 保育料は、毎月指定の期日までに納めなければならない。

(不還付)

第7条 既納の保育料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めた場合 は、この限りでない。

(減免)

育料を減額し、又は免除することができる。

第9条 省略